

平成31（2019）年度

東京大学大学院医学系研究科

修士課程学生募集要項

東京大学大学院医学系研究科

平成31（2019）年度
東京大学大学院医学系研究科
修士課程 学生募集要項
（健康科学・看護学専攻，国際保健学専攻，医科学専攻）

教育研究の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服および健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

1. 東京大学大学院医学系研究科修士課程は、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、各専門分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーとしてのポテンシャルをもつ学生を求める この基本理念をふまえ、専門分野を学ぶための十分な基礎学力を具え、新たな知的価値を創出することのできる学生を求める。
2. 入学者選抜においては、以下の点が問われる。
 - 各専門分野に求められる医学・保健学および関連領域に関する広く基礎的な知識を礎として、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に向けて各専門分野において独創的な研究に取り組むことができる能力を持っていること。
 - 論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、医学・看護学・保健学の各専門分野において自らが主体的に問題を発見し、それらを解決していく能力と意欲をもっていること。
 - 大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、医学・看護学・保健学の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力を持っていること。
 - 将来国際的リーダーとして活躍しうるに足る外国語能力の基礎を具えていること。特に国際保健学専攻においては英語による講義、演習に必要な英語コミュニケーション能力を有すること。なお、医学系研究科修士課程の各専攻では、専攻別の入試案内に記載された教育研究上の目的を掲げており、入学者選抜においてはそれらの目標達成に必要な基礎的素養を具えていることが求められる。

1. 出願資格

- (1) 日本の大学を卒業した者及び平成31(2019)年3月31日までに卒業見込みの者（注1）
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31(2019)年3月31日までに修了見込みの者（注2）
- (3) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31(2019)年3月31日までに授与される見込みの者（注2）
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び平成31(2019)年3月31日までに修了見込みの者（注3）
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成31(2019)年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、入学時において22歳に達しているもの（注1）（注4）

(注1) 上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業生（修了者）等を示す。

- ・ 文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・ 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）
- ・ 旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

- (注4)① 上記(6)に該当する者とは、上記(1)から(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業生(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。
- ② 上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(3)あて先)に申し出たうえで、平成30年6月4日(月)までに審査に必要な書類を提出すること。
- ③ 入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

2. 選抜方法

入学者の選抜は、筆記試験、口述試験及び出身学校の学業成績による。

3. 試験科目及び募集人員

専攻名	筆記試験科目		口述試験	募集人員 (※4)
	外国語	専門科目		
健康科学・看護学	英語	下記の2題 ① 保健学一般 ② 志望する専攻分野(※1)を1問	筆記試験合格者に対して行う	25名
国際保健学	英語 (聴き取りを含む)	下記の2題(計4問) ① 志望する専攻分野(※2)を2問 ② ①以外の2専攻分野から1問ずつ2問(試験場で選択)	筆記試験合格者に対して行う	21名
医科学	英語	下記の2題 ① 専門科目Ⅰ(※3) ・基礎問題1問 (生物学・物理学・化学から1問選択) ・分野別問題4問から1問選択 ② 専門科目Ⅱ ・小論文	全出願者に対して行う	20名

備考

- (※1) 健康科学・看護学専攻の専門科目試験ならびに専攻分野についての詳細は、専攻別「入試案内」を参照すること。また、健康科学・看護学専攻では、保健師国家試験受験資格が得られる保健師教育コースと助産師国家試験受験資格が得られる助産師教育コースを平成26年度より開講している。保健師10名、助産師5名程度を上限としてそれぞれ受け入れる。コース履修の詳細についても専攻別「入試案内」を参照すること。
- (※2) 国際保健学専攻の専門科目試験ならびに専門分野についての詳細は、専攻別「入試案内」を参照すること。
- (※3) 医科学専攻の専門科目試験ならびに専攻分野についての詳細は、専攻別「入試案内」を参照すること。
- (※4) 試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。

4. 試験期日及び場所

専攻名	筆記試験	筆記試験合格者の発表	口述試験
健康科学・看護学	平成30(2018)年 8月20日(月)	平成30(2018)年 8月21日(火) 午後6時	平成30(2018)年 8月22日(水)
国際保健学	平成30(2018)年 8月20日(月)	平成30(2018)年 8月21日(火) 正午	平成30(2018)年 8月22日(水)
医科学	平成30(2018)年 8月20日(月)	/	平成30(2018)年 8月21日(火)

備考

- (1) 試験の時間割及び試験場は、郵送する「受験者心得」による。
- (2) 筆記試験合格者の発表は、医学部本館前の掲示場に行く。

5. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 合格者は、平成30(2018)年9月6日(木)正午に、医学部本館前の掲示場に発表する。その際、保健師教育コースおよび助産師教育コースの履修許可者についても発表する。
- (2) 入学許可書は、平成31(2019)年2月末頃、本人あてに郵送する。
- (3) 入学許可書を受けた者は、その際送付される入学手続要領に従い、平成31(2019)年3月1日(金)、4日(月)及び5日(火)に必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。
- (4) 入学時に必要な経費(平成31(2019)年度予定額)
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)
① 入学料 282,000円(予定額)
② 授業料前期分 267,900円(年額 535,800円)(予定額)
上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

- (1) 出願は郵送に限る。
郵送にあたっては、「提出書類等」を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。
- (2) 受付期間
平成30(2018)年6月28日(木)から7月6日(金)まで。
ただし、平成30(2018)年7月6日(金)までの消印があり、かつ7月10日(火)までに到着したものは受け付ける。
- (3) あて先
東京大学大学院医学系研究科事務部
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
Tel. 03-5841-3309(医学系研究科大学院係)
- (4) 提出書類等(※は本研究科指定の書式)

書類等	提出者	摘要
ア 入学願書 ※ (入学願書作成時の注意事項については、各専攻の「入試案内」を参照すること)	全員	3か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。

イ※ 返信用封筒	全員	3通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、362円分の切手を貼ること。
ウ※ 検定料 (30,000円)	全員 [日本政府(文部科学省)奨学金留学生を除く] ※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。	銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となります。 【銀行振込の場合】 所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。 振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。 【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】 別紙「東京大学大学院医学系研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。
エ 成績証明書	全員	学部(教養課程の成績を含む。)の成績を証明するもの。コピー不可。 短期大学や専修学校などから編入学した場合、編入時に既修得単位として使用した学校の成績証明書も全て提出すること。
オ 卒業証明書	既卒者(出願時に既に大学を卒業している者)	外国の大学を卒業した場合は、取得学位が記載されているもの。コピー不可。 大学改革支援・学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。
カ その他	上記に加えて、専攻によって要求される書類がある。詳細は各専攻の「入試案内」を参照すること。	

7. 注意事項

- (1) 受験票及び「受験者心得」は、6. 出願手続(4)イの返信用封筒で郵送する。試験の4日前までに到着しない時は、本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に連絡し、指示を受けること。
- (2) 筆記試験において、指定された科目以外の科目を受験した場合は、無効となるので注意すること。
- (3) 出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (4) 現在まで行った職務内容に関する所属長の証明書類(様式随意)及び本人の論文・報告書等を6. 出願手続(4)提出書類等に添えて提出してもよい。
- (5) 官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、学業に専念させる旨の職務先の長の承諾書(様式随意)を入学手続時(5. 合格者の発表及び入学手続(3))に提出すること。
- (6) 外国人は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (8) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は、出願時に本研究科事務部(6. 出願手続(3)あて先)に申し出ること。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜

実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

(10) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

(11) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。

平成30(2018)年5月